

## 特定健康診査の受診資格喪失者に対する受診勧奨通知の誤送付について

堺市では、本市が実施する国民健康保険特定健康診査（以下、「特定健診」という。）において、堺市国民健康保険被保険者で特定健診未受診者に送るべき受診勧奨ハガキとSMS（ショートメッセージサービス）を、すでに堺市国民健康保険を脱退し、受診資格を喪失している2,903人（ハガキ2,858人、SMS45人）に誤って送付したことが判明しました。

対象となった市民の皆様には、ご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。今後、このような事態が発生しないよう、職員に対する指導を適切に行い、再発防止策を徹底してまいります。

なお、誤送付に伴う個人情報等の漏洩は発生しておりません。

### 1 経過

- ・令和5年9月1日（金）、本市が作成した令和5年8月時点での堺市国民健康保険被保険者データと除外対象者データをもとに委託事業者が対象者リストを作成し、対象者65,000人へ受診勧奨ハガキを送付しました。
- ・令和5年9月5日（火）、同様に、対象者3,327人へ受診勧奨SMSを送信しました。
- ・令和5年9月6日（水）午前9時頃、「すでに国民健康保険から社会保険に変更したがハガキが届いた。」という市民からの問い合わせがあり、ただちに受診勧奨ハガキを送付した対象者とSMSを送信した対象者を調査したところ、4月～7月に受診資格を喪失している2,858人に受診勧奨ハガキを誤送付、45人に受診勧奨SMSを誤送信したことが判明しました。
- ・令和5年9月7日（木）、転出者や所在不明者を除いたハガキ送付対象者2,541人へお詫び文書を送付しました。
- ・令和5年9月8日（金）、SMS送信対象者45人へ電話でのお詫びの連絡を開始しました。

### 2 原因

受診勧奨ハガキとSMSの送付対象者リストは、委託事業者が堺市国民健康保険被保険者データから、除外対象者データにある対象者を除外することで作成しています。堺市国民健康保険被保険者データに、堺市国民健康保険を脱退し、特定健診の受診資格を喪失した者が含まれていることを本市担当職員が認識できていませんでした。このような認識から、除外対象者データに堺市国民健康保険脱退者を追加せずに作成し、委託事業者に提供しました。このため、本来、送付対象から除外すべき堺市国民健康保険脱退者にも、受診勧奨ハガキとSMSの送付を行ったためです。

### 3 再発防止策

- ・作業手順書に、資格喪失日や喪失事由など堺市国民健康保険被保険者データの項目の詳細を掲載するなど取り扱うデータの内容を確認できるようにすることで、データに対する認識の誤りによるミスを防止します。
- ・除外対象者データを作成する際に、過去データ等とも比較して、適切にデータが作成できているか確認することを徹底します。

### 4 今後の対応

- ・お詫び文書を送付していない転出者や所在不明者から問い合わせがあった場合は、丁寧に対応いたします。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 健康部 健康推進課 電 話：072-222-9936 ファックス：072-228-7943
----------------------------	---